



# Nabeshima Labor Management



## 平成27年労働者派遣法改正法が施行されています 主な変更点

施行日：平成27年9月30日

### ★許可制への一本化

施行日以後、一般労働者派遣事業（許可制）/特定労働者派遣事業（届出制）の区別は廃止され、全ての労働者派遣事業は新たな許可基準に基づく許可制となります。

### 経過措置

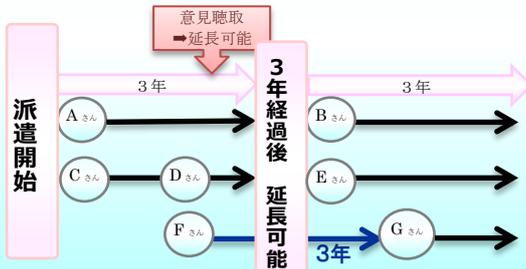
施行日時点で特定労働者派遣事業の届出を行っている場合は、平成30年9月29日までは、許可を得ることなく引き続き改正前の特定労働者派遣事業に相当する事業が可能です。

### ★労働者派遣の期間制限の見直し

これまで期間制限のなかったいわゆる「26業務」を含め、**施行日以後に締結された労働者派遣契約**に基づくすべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。

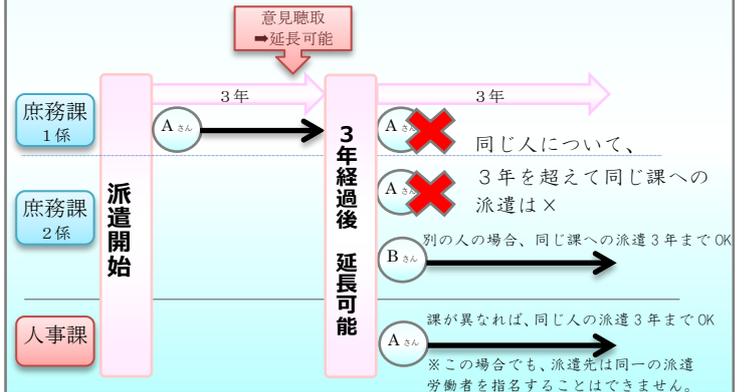
#### ①派遣先事業所単位の期間制限

派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則、3年が限度となります。派遣先が3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、期間制限（3年）の1ヶ月前までに派遣先事業所の過半数労働組合等からの意見を聞く必要があります。



#### ②派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、3年が限度となります。



### ★雇用安定措置

派遣元に対して、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方に対し、派遣終了後の雇用を継続させる以下の①～④の措置（雇用安定措置）を講じることが義務付けられました。※①を講じたが直接雇用されなかったときは、②～④までのいずれかが必要です。

①派遣先への直接雇用の依頼 ②新たな派遣先の提供 ③派遣元での（派遣労働者以外としての）無期雇用 ④その他安定した雇用の継続を図るための措置

### ★キャリアアップ措置

派遣元に対して、派遣労働者のキャリアアップを図るため、

◆段階的かつ体系的な教育訓練 ◆希望者に対するキャリアコンサルティング を実施することが義務付けられました。

### ★均衡待遇の推進

派遣元に対して、派遣労働者から求めがあった場合、①賃金の決定 ②教育訓練の実施 ③福利厚生の実施について、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者との待遇の均衡を図るために考慮した内容を説明することが義務付けられました。

派遣先には、次の配慮義務が課されます。

①派遣元に派遣先の労働者に関する賃金水準の情報提供をおこなうこと  
②派遣先の労働者に業務に密接に関連した教育訓練を実施する場合に、派遣労働者にも実施すること  
③派遣労働者にも、派遣先の労働者が利用する福利厚生施設の利用の機会を与えること

### ★労働契約申込みみなし制度が施行されました（平成27年10月1日施行）

派遣先企業が次の①～⑤の違法派遣であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合、その違法行為の時点において、派遣先企業が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣会社での労働条件と同一の労働契約の申し込み（直接雇用の申し込み）をしたものとみなされることとなりました。

## 主な違法派遣

- ①派遣労働者を派遣禁止業務（建設業務、病院等における医療関連業務等）に従事させること
- ②無許可・無届事業主から派遣を受け入れること
- ③事業所単位の期間制限に違反して派遣を受け入れること
- ④個人単位の期間制限に違反して派遣を受け入れること
- ⑤いわゆる偽装請負

## 事業所単位の期間制限及び個人単位の期間制限の抵触日を確認しておきましょう

これまで期間制限のなかった26業務についても、施行日後の派遣契約については期間制限が適用されることとなりました。

みなし制度は、派遣先が「違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったとき」は、適用がないということですが、法律や法解釈を知らなかったという理由では認められず、無過失を証明できる場合は極めて少ないと考えられます。派遣労働者を長期間にわたって利用されている場合は、期間制限を超えて派遣労働者を受け入れないように、派遣できる期間を改めて確認しておきましょう。

《筆者：山本》

## お知らせ

### 12月1日から『ストレスチェック制度』がスタートします

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックが義務付けられました。この制度の具体的な実務での対応方法については、12月号で詳しく掲載する予定です。

## 自然との共生

10月の連休、『秋田駒ヶ岳』から『乳頭温泉』までの縦走を予定していたのですが、あいにく2日とも雨でした。秋田駒は花の100名山ですので、紅葉も素晴らしく見事でした。この計画は来春に延期・・・ガッカリしています。



乳頭温泉郷は、秘境といわれ  
シーズン中は予約でいっぱいです。



## わたしのひとこと

公的年金の支給額が今年4月から増額になりました。でも実質的には目減りといわれています。年金は前年の賃金や物価の増減分に合わせて支給額も増減される仕組みなので、本来であれば2.7%の増額になるはずでしたが、実際には0.9%の増でした。

この原因は①特例水準の解消策、②マクロ経済スライドの抑制策が行われたからです。

①特例水準とは過去に物価が下がったときに政治的判断で年金額を減額しなかったこと。

②マクロ経済スライドとは、働く世代の減少と平均余命の伸びで支給額を調整すること。

今年度の目減り分は①と②についての調整が行われたからです。尚、今後30年間は②の調整が行われていきますので、年金の支給額は徐々に目減りしていきます。老後の生活に欠かせない年金ですが、厳しい時代になってしまいました。

鍋島勝子

## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL : 028-635-9752 FAX : 028-635-9298

ホームページ <http://www.n-roumu.co.jp>

E-mail : nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

